

## 宿泊税

大阪府宿泊税条例施行に伴い、2017年1月1日からのご宿泊料の合算が宿泊税の課税対象となります。ホテル公式ホームページ内に掲載されている1月1日以降の客室料・宿泊プラン料には、宿泊税は含まれておりません。別途申し受けますので、あらかじめご了承ください。

※2019年6月1日から、宿泊税の免税点について、現在の10,000円未満から7,000円未満に引き下げられます。

宿泊料（1人1泊）	税率
10,000円未満	課税されません
10,000円以上 15,000円未満	100円
15,000円以上 20,000円未満	200円
20,000円以上	300円

現行（2019年5月31日まで）

宿泊料（1人1泊）	税率
7,000円未満	課税されません
7,000円以上 15,000円未満	100円
15,000円以上 20,000円未満	200円
20,000円以上	300円

変更後（2019年6月1日より）

- 宿泊税の課税率は、宿泊料1名様1泊ごとに課税となります。
- 宿泊料に含まれるもの ※素泊まりの料金、素泊まりの料金にかかるサービス料
- 宿泊料に含まれないもの ※消費税に相当する額  
※宿泊以外のサービスに相当する料金  
(食事・クリーニング・電話代など)